



広報 みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2 - 1111 印刷 (有)太陽印刷社 TEL 2 - 0388

町の人口

61年5月末現在

総人口 5,374人

男 2,560人

女 2,814人

世帯数 1,347戸

No. **272**



波居原下 大塚良親氏夫妻

町の鳥



ウグイス

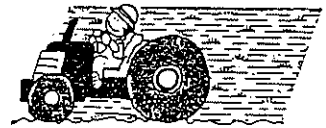
南小国町では近年、花卉栽培が盛んに行なわれています。品種も数多く栽培され、カスミ草、スターチス、りんどう、カーネーションは、その生産量が一四〇万にもものぼっています。生産された花は農協へ集荷され、九州一円、関西方面へと出荷されています。今後は、消費地のニーズに合った品種の研究と、販売網の拡大をめざし、生産農家は意欲十分に取り組んでいます。

1986

7 月号 / 61

農作業受委託促進事業 で経営の効率化を図りましょう

- 複合経営に取り組むので一部の農作業を委託したい！
- 大型機械や施設をもっと効率よく使いたい！
- 転作作物の技術に不安なので安心できる人に作業をお願いしたい！
- ……本事業で農作業の効率を考えてみましょう



知らずにそんな していませんか？

一、農作業の受委託が近年著しく増えています。兼業農家や高齢農家の中には、労働力が足りないとか過剰投資を避けたいという理由から、農作業を委託したいと考えている農家が多くなっています。農作業の受委託は今後も増加していくものとみられます。

二、農作業の受託者の多くは地域の農家の担い手とされる農家です。こうした農家からみると、農地の権利移動には至らなくても、農作業を受託することで実質的に規模を拡大し、所得を増やすことができます。地域全体としてみても、機械・施設の効率的利用や生産性向上に寄与するものと考えられます。

また、地域によっては、当面農地の権利移動はあまり期待できず、農作業の受委託を中心に農地の利用増進を図ろうというところがあることも否定できません。

三、「農作業の受委託を促進する事業」は、このような現実を踏まえ、農作業を委託したいと考えている農家と農作業の受託により経営の充実・発展を図りたいと考えている農家との間の橋渡しを円滑かつ組織的に進める

〈表1〉 本町における農作業受委託の状況

年	水稲作業を請わせた農家数		全作業委託が 含める割合
50	177戸のうち31戸は全作業委託		17.5%
55	132戸のうち42戸		31.8%
60	130戸のうち38戸		29.2%

年	水稲作業を請 負った農家数	水稲作の全作業を請負った		全作業受託が 含める割合
		農家数	面積	
50	67	—	—	—%
55	57	25	1532	45.5%
60	56	19	546	33.9%

資料：農業センサス

ことをねらいとして、農用地利用増進事業に盛り込まれています。四、表1を見るとうかがうとおり、多くの農家の農用地面積が、農作業の受委託で管理耕作されているようです。

この中の全作業を同一農家間で数年間受委託を行なっている方は、安心して農用地の貸し借りができる、利用権設定等促進事業で賃借権設定の契約を結んではいかがですか。

これを利用すると、①期間がくれば離作料なしで確実に返還される。②一定の要件を満たせば

玖珠営林署では、緑のオーナーを募集しています。これは参加される皆さまと国有林の間で、育成途上のスギ・ヒノキ等の人工林を共同で育てるもので、参加される皆さまは、一口あたり50万円を負担していただき、契約の対象となる森林の立木の共有者となり、持分を取得します。その後、契約で定めた時期に立木を販売して、その収益の分配（国とよの分収）を受けるものです。

緑豊かな国土の造成にあなたも参加してみませんか。

森林づくりにあなたも 参加しませんか！！

ば農地流動化奨励金の交付を受けられる。③町農業委員会ですべての標準小作料を参考に借賃料を決められる等、多数のメリットがあります。たとえば、表1の昭和60年の場合、水稲作業の全部を請わせた農家が38戸あって、面積は少なくとも、546アールあるようです。これが全部、利用権設定事業で六年間の契約をした場合、表2のような計算になり、地主さん一人当りに交付される奨励金は約二八、七〇〇円になる訳です。

〈表2〉

地主に流動化奨励金が支払われる額	
54.6反×20,000円＝1,092,000円	
20,000円＝6年間の契約をした 場合の反当りの奨励金	
1人当りの奨励金	
1,092,000円÷38＝28,700円	

度及び農用地の貸し借り等についての詳しいことは、町経済観光課・農業委員会にご相談下さい。

分収育林公募地

所在地 大分県玖珠郡玖珠町

募集 番号	国有林名 林小班名	面積	樹種	林齢	募集 日数	契約 期間
38	森平家山 14	1.12ha	スギ	31年	4日	14年
38	森平家山 14	3.88ha	スギ	29年	13日	16年

▷募集期間 6月18日～8月3日

▷お問い合わせ 玖珠営林署

▷電話番号 09737-2-1118

危険物取扱者試験の案内

昭和六十一年度第一回の試験と準備講習会が次の通り行われます。

一、試験

(1)試験の種類

(イ)乙種第四類 (ロ)丙種

(2)試験の日時

昭和六十一年八月二十四日(日)

丙種

午前10時

乙種第四類

午後0時40分

(3)試験地

熊本市及び八代市(受験票で通知)

(4)願書受付期間及び場所

(イ)受付期間

七月七日から七月十四日迄

(ロ)受付場所

財団法人消防試験研究センター熊本市支部(熊本市九品寺一丁目十八番二号 熊

本県消防会館内)

(ハ)受験願書等

受験願書は阿蘇広域消防組合にあります。

◎尚、受験及び受講は有料です。

詳しくは役場総務課又は広域消防へお問合せ下さい。



全国軍人恩給欠格者連盟法人化について

戦後四十一年、今般戦後処理関係について、政府は総理府に戦後処理対策室を設置し、元軍人軍属の実状調査が実施されました。又政府は、元軍人軍属短期在職者協会設立を許可し、去る三月十一日に第一回設立社員総会が開催され社団法人が活動を開始致しました

又、特別戦後未処置者問題に関する議員連盟は、不平等官民格差

是正のため法制定に踏み切り近く議員立法がまとめられる運びとなり情勢は好転しています。かかる情勢下に於て、全国市町村には、本連盟会員以外に存在する多数の恩給欠格者が居りますが、政府は恩給欠格者の処遇のため諸施策を講じております。

元軍人軍属短期在職者協力は政府の計う戦後処理再検討の作業に協力する目的で、軍人、軍属恩欠者全国連盟(会員数五十万人)の関係者が中心となって発足したもので、我々軍人軍属恩欠者の立場を協会事業を通じて国や行政に反映させて、目的達成を期しております。当町も昭和五十七年恩欠者連盟南小国町支部を結成、この運動に取り組んでおります。かかる趣旨をご理解のうえ、未加入者の加入促進とご協力をお願い致します。

昭和六十一年七月一日

軍人軍属恩給欠格者全国連盟

南小国町支部長 芝 資成

事務局 電話二一〇〇四六

総務部 静夫

にんじんの色といえど赤。

ところが私たちが思い浮かべる赤いにんじんが栽培されるようになったのは十七、八世紀ごろからか。かつては、紫色を帯びたもの、白、黄など色とりどりのにんじんが見られたようです。

そうした多彩なにんじんのなかから赤が伸びたのは、赤色に、ビタミンAのもとになるカロチンが豊富に含まれているという栄養上の利点があるを言ったためです。ただにんじんに栄養上の欠点があるわけではありません。それはアスコルビナーゼという、ビタミンC分解酵素を含んでいること、生のにんじんをおろしてダイコンと混ぜ一時間置くと、ダイコンのビタミンCが十分の一に減ってしまうといえます。生野菜のサラダなどににんじんを使う時は、切ったにんじんを別に置くか、食べる直前に混ぜるとよいでしょう。また、熱を加えて、分解酵素の働きを無くさせるのもひとつの方法です。

独特の香りを嫌がる子供も相変わらず多いようです。そんな場合には無理に食べさせようとせず、すりおろしたにんじんをハンバーグやケーキに混ぜたり、同じく漬物のハイナツフル、オレンジジュースなどと合わせたゼリーを作るなどして、おいしく食べさせる工夫をしてみてください。

日焼け

真夏の太陽の下では日焼けした肌はいかにも健康そう。しかし皮膚にとってはマイナス面も多く、上手に日焼けするにはそれなりの心づもりがいります。日焼けは、太陽光線のうち紫外線によつて起きますが、その紫外線はさらに皮膚に炎症を起こす紫外線Bと比較的弱く作用して肌の色を黒くする紫外線Aにわかれます。

海・山やプールなどに携帯する日焼け用のサンオイルや日焼け止めのサンスクリーンは、いずれも紫外線Bを遮断する紫外線防止剤だし、サンオイルはAを通すのに対し、サンスクリーンAをも遮断して日焼けそのものを防ぐ効果をねらったものです。

またサンスクリーンやサンオイルを塗っても直射日光の下で肌をさらすのは、避けたほうが無難。特に日差しが強い午前10時ごろから午後4時ごろまでは、なるべく日陰にるようにして下さい。

日光だけでなく、熱い風や湿度も日焼けを促進させます。ぬれた体はすぐふいて、強い風に肌をさらさないように気をつけて下さい。

サラリーマンの奥さん、 国民年金の加入手続きは

お早目に!!

新しい国民年金がスタートしてはや3か月が過ぎました。サラリーマンの奥さん、あなたは国民年金の加入手続は、もう済みまし
たか。従来の国民年金では、サラリーマンの奥さん方は本人の自由意思で任意に加入できることになっていましたが、新しい国民年金では必ず加入していただくことになりました。これは、いままでも国民年金に加入している奥さんだけが受給していた国民年金を、すべての奥さんに「基礎年金」として受給していただくためのものです。サラリーマンの奥さんは、本人が会社勤めに勤めている人を除けば、2つの種類に分けることができます。1.サラリーマンのご主人の被扶養配偶者となっている奥さん（第3号被保険者）

2.奥さん自身に一定の収入（年間90万円以上）があるためにサラリーマンのご主人の扶養に入っていない奥さん（第1号被保険者）
この第3号被保険者の国民年金の保険料は、サラリーマンのご主人が加入しておられる年金制度でまとめて負担することになりますので、奥さんが個々に納める必要はありません。また、第1号被保険者の方は、お住まいの市町村で保険料を納めていただくことになります。新しい国民年金は、すべての国民が加入する文字どおりの「国民年金」となりました。そして、みんなが一人ひとり、自分名義の年金を受けることになります。まだ、国民年金に加入していないサラリーマンの奥さんは、いままですぐ役場町民課で加入の手続きをしてください。

特別一時金が

支給されます

年金制度の改正により、4月1日から原則として、ひとりの人が二つの公的年金を受給できないという「一人一年金制」が確立しました。このため、従来の厚生年金、共済年金等の障害年金を受給して

いる人で国民年金に任意加入していた場合、または従来の国民年金の障害年金や障害福祉年金を受給している人で保険料免除期間の追納をした場合でも将来、老齢基礎年金を併せて受給することができなくなりました。そこで、保険料納付済期間1年につき、2万4千円の特別一時金が支給されることになりました。請求できるのは、特別一時金を請求する時点で、老齢年金等の受給資格期間を満たしている場合が原則ですが、将来にわたり障害の程度が軽快しない場合は受給資格期間を満たしていなくても請求できます。ただし、この支給を受けた期間は年金額の計算の基礎となりませんのでご注意ください。なお、次のいづれかに該当する場合は請求できません。

- 1.すでに老齢年金等の支給を請求している場合。
- 2.今までの障害年金等を受けるようになってから特別一時金を請求するまでの間に、新たに障害年金、母子年金、障害基礎年金を受けたことがある場合。
- 3.特別一時金を請求するまでの間に今まで受けていた障害年金等が失権した場合。手続きについては、役場町民課までおたずねください。

診療の際、保険証を

持参していますか？

（保険証が使えない場合）

国保でお医者さんにかかるときは、保険証を持参して診療をうけるのが原則です。

保険証を持参しないで診療をうけると全額自己負担となります。ただし、次のような、やむを得ないとい国保が認めた場合はあとで領収書によって払いもどしを受けられます。

たとえば急病で、国保を扱っていない病院へかつぎこまれたようなとき、または旅先で急病にかかり、保険証を持ち合わせていないかつたようなときは、保険扱いにはなりません。こういうときは、全

額自己負担になりますが、保険者（市町村）が緊急やむを得なかったと認めた場合、あとで払いもどしを受けられます。払いもどされる額は、国保で診療を受けた場合を基準として、その七割です。

なお、出かせぎ、長期の旅行などのため、あるいは就学のため、他の市町村に住むというときには、一世帯に一枚の保険証では間にあいません。こういう場合その被保険者のため、特にもう一枚の保険証の交付を受けることができます。国保の係へご相談ください。



保険証は
健康へのパスポート



（健康を守る婦人の会 パン食い競争より）

夏の青少年育成県民総ぐるみ

運動が実施される!!

「61・7・1」61・8・31迄の2ヶ月間」

次の担い手である青少年が、心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いであります。

しかしながら、大部分の青少年が健全に育っている中で非行等をはじめとする青少年の問題行動は、依然としてあとを絶たず、最近では陰湿ないじめや集団化する校内暴力、更には刑法犯少年が激増するなど、青少年の問題行動が大きな社会問題となっています。

青少年の問題行動を防止し、その健全な育成を図るためには、青少年自身が自らを厳しく律して自ら行動する力を養うことと、併せて家庭、学校、地域社会のすべての県民が青少年の問題行動は、それ自体大人社会の責任と課題であることを認識して、総ぐるみによる青少年健全育成運動を展開する必要があります。

そこで、青少年の生活が乱れ、非行の起りやすい7月・8月の夏休み中を青少年育成県民総ぐるみ運動期間に設定し、この期間中、青少年のための施策や諸行事を展開

係機関、団体はもとより、すべての県民が力をあわせて展開しようとするものです。

(スローガン)

伸びよう 伸ばそう 青少年防ごう 非行 助けよう 立ち直り

(重点目標)

健全な家庭づくり

明るい環境づくり

楽しい仲間づくり

(推進事項)

健全な家庭づくり

(1)愛しあうこと、助けあうことの大切さを教え、家族の一員としての役割を果たすように導こう。

(2)過保護、過干渉、放任におちいることなく、親は厳しさの中に愛を優しさの中に節度をもって接しよう。

(3)社会生活に必要なきまりを身につけさせ、親はすすんでその範を示そう。

(4)親は過剰な期待を慎み、子供の個性を伸ばし、自立と自助の精神を会得させよう。

(5)子供の発達段階に応じ、生活態度の修得や体力の向上に努めよう。

たくましい体づくり

(1)家族ぐるみでスポーツやレクリエーションに参加し汗を流そう。

(2)ハイキング、オリエンテーリング、キャンプなど親子やグループで野外活動に参加しよう。

明るい環境づくり

(1)遊びや通学(園)路などを点検し、整備し、安全な環境づくりを進めよう。

(2)俗悪な看板、ポスター、有害図書自動販売機などの撤去や浄化に努めよう。

(3)愛の一声運動、オアシス運動をすすめて、明るくふるさとづくりをしよう。

(4)子供の生活に気を配り、非行や事故防止に努めよう。

楽しい仲間づくり

(1)青少年団体やグループなどに積極的に参加し、社会奉仕などの活動をするよう。

(2)小さな親切運動に参加し、思いやりがあり、ものを大切にすることを育てよう。

(3)地域の行動に積極的に参加し、伝統的な文化や芸能などを受けつぎ、ふるさとを誇りに思う郷土愛を育てよう。

(4)地域の環境美化に努め、美しいふるさとを自然を守り育てよう。

夏の交通事故防止運動!!

いよいよ学校、幼稚園等が夏休みになりますと、涼を求めている家族レジャーや観光客、帰省客等マイカーなどの通過交通が多くなります。又一方では、子供やお年寄りの戸外活動も多くなります。特に子供は、休みという解放感から遊びに夢中になり、交通安全意識がうすれがちになり、例年交通事故が多発しています。

そのために、七月三十一日(月)から八月三十一日(日)まで、「夏の交通事故防止運動」が県民運動として展開されますので、これとあわせて、町民総ぐるみ運動を実施し、町内から一人の犠牲者も出さないように協力して下さい。

夏の交通事故の特徴として

○ 飲酒、居眠りなどの無謀運転による事故

○ 若者の速度の出すぎ、無理な追越しによる事故

○ 子供の飛び出し、自転車乗車中や道路での遊び中の事故などとなっています。

※ 注意してもらいたいこと

一、酒

暑いから「チヨット一杯」「少しだから」が命とり

になります。

二、居眠り

夏は疲れやすくなるので夜は十分睡眠をとり、運転中眠気がさしたら、広場等安全な場所ですと休みして眠気をさましてしよう。

三、暴走行為

暴走行為を見たり、聞いたらしたら一〇番を。

暴走行為は「しない、させない、見に行かない」の三

ない運動を各家庭で地域で徹底しましょう。

四、シートベルト

シートベルトは命綱、車に乗ったら運転手も同乗者も全部必ずシートベルトを締めから発車しましょう。

五、ヘルメット

七月五日から着用しないと行政処分点数一点が加点になります。

六、子供の事故

遊びに夢中になり、路上への飛び出し、道路上で遊び、自転車のふざけ乗りなどをしないよう指導しましょう。

こんにちは保健婦です!!

本格的な暑さの到来ですが、“栄養”“休養”“運動”そして、“ストレス対策”を加えた健康づくりに努められていますか? もし、この“四本柱”が傾いている人は、すみやかに立て直しをしましょう。

先日、住民検診によって、胸部及び血圧、動脈硬化の程度、肝機能、貧血、糖尿病などの状態について、自分の健康度がチェック出来たかと思えます。この結果、異常があった方は、指導に従い、日常生活に心がけましょう。

又、この結果が異常なしといわれた方は、“異常なし”だから、身体が全く“健康体”という訳ではありません。

健康のバロメーターの一つとして“疲れ”があります。疲れを軽く見ないで、疲れは翌日に持ち越さないことが大切です。疲労がたまると過労から病気のコースが待っています。

疲れたら、入浴や運動で心身の緊張をゆるめ、ぐっすり眠ります。普通の疲労なら熟睡すればとることが出来ます。

また、心の疲労は気分転換をして“心”を休養させることで回復

します。

しかし、いくら休養しても、レジャーを楽しんでいても、寝ていても疲労がとれない場合は、体のどこかが悪くなっていることが多いのです。

高血圧・心臓病・がん・糖尿病・肝臓病などの初期は病状に似た症状で、うつかり見逃すこともよくあります。疲れやすい、疲れが尾を引いている、疲れかたが普段と違う、なんとなく体の調子が悪い!!こんなときは、どこかに異常があると考えて、一度診察を受けましょう。

さて、ここで左記の表により、あなたの疲労度診断をしてみてはいかがでしょうか?。自分の健康

あなたの疲労度診断

1～10までの問いで、思いあたるところに○印をつけてください。

朝まで疲れがとれないことがよくある。	
朝はまったく食欲がない。	
からだはクタクタに疲れているのに、なかなか寝つけない。	
疲れる原因がはっきりしない。	
アクビがとめどもなくでる。	
仕事に集中できない。	
頭が重い。	
もの忘れする。	
動くのがいやになる。	
物がはっきり見えない。	

* 採点

○印がつく回数
 1～4回 疲れがとれないことがよくある。
 5～6回 朝はまったく食欲がない。
 7～8回 からだはクタクタに疲れているのに、なかなか寝つけない。
 9～10回 疲れる原因がはっきりしない。
 11～12回 アクビがとめどもなくでる。
 13～14回 仕事に集中できない。
 15～16回 頭が重い。
 17～18回 もの忘れする。
 19～20回 動くのがいやになる。
 21～22回 物がはっきり見えない。

状態は、自分自身がよく解るものです。今後も“栄養”“休養”“運動”“ストレス対策”と心がけるとともに、他の成人病検診も積極的に受けましょう。



お知らせ

リハビリ浴槽のご利用について!!
 町では、寝たきり老人、事故等でねたきりの方が、足を伸ばしたままに入浴できる浴槽を備えております。利用希望の方は町民課までご連絡下さい。

ただし、医師より入浴が禁じられている方、又、伝染性疾患で他の利用者に悪影響を及ぼす恐れのある方の利用は出来ないことになっております。

献血にご協力下さい

とき 七月八日(火)

○午前10時より

11時30分まで

○午後12時30分より

3時30分まで

ところ 役場前

献血は、あなた自身の健康管理にもお役に立ちます。

血液型、肝機能、梅毒H B抗原などが検査されます。さらに、あなたの健康管理のために、コレステロール総蛋白・尿酸・窒素・ア

ご存知ですか

福祉だより

障害福祉関係広報案文集

身体障害者手帳と療育手帳について

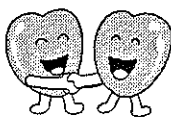
1. 身体障害者手帳

補装具、更生医療の給付、施設への入所等身体障害者福祉法上の各種の援助を受ける場合、税の減免、国鉄運賃の割引等の各種の制度を利用するための、いわば身体障害者であることの証票として交付されるものです。

2. 療育手帳

精神薄弱児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、精神薄弱児(者)に対する各種の援助措置(特別児童扶養手当等)を受け易くするため交付される手帳です。
 ※身体障害者手帳・療育手帳の申請方法については市町村役場福祉担当課へ御相談ください。

愛! それは献血



〈愛の血液助け合い運動〉

7月1日～31日

ルブミン・グロブリン比などの検査をします。検査の結果は、あなたに直接ご通知して、病気の早期発見のお手伝いさせていただきます。

満願寺小ある日の

できごと……

(ある旅行者の手紙から)

私達は、去る十七日、黒川温泉に旅行する途中、満願寺に立ち寄り、満願寺小学校、北條三氏の墓に詣で、大杉の下で昼食をとりました。

その折、校庭で野球をする子ども達を見て、なんと伸びのびと明るく、互いに思いやりながら遊ぶ子ども達かと……その姿を見て妻と子どもはかくあるべきだと話し、その子ども達に興味をもちました。

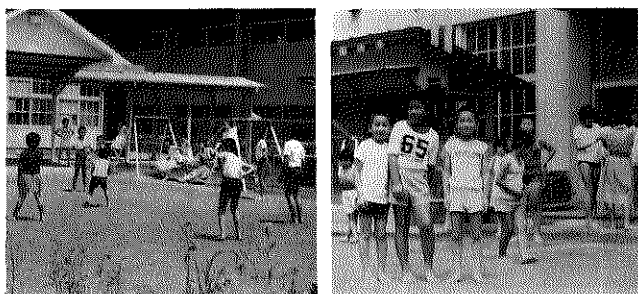
子どものリーダー(太田達也君六年)に話しかけました。

「おじさん達は旅行の途中で、この土地は初めてです。ここには見物する所はありますか?」とたずねた処、リーダーは三人の子どもを選び、私達を八十八ヶ所巡りに案内してくれました。途中、遅れ勝ちの私達を何度も待ってくれ、金毘羅杉を見て下山、一汗をかきました。私たちは感謝の気持ちで一杯になりました。この子ども達を指導される先生たちの姿が目につきました。そして、私は「さあ出発するぞと妻に声をかけた時、私の食べたアイスクリー

ムの空容器が足もとにあるのを妻に指適され、常日頃業務の一環として「仕事、一片付」を説く私はその実践において小学生諸君に教えられました。

私はその後、社における「安全衛生」の講演にこの話を紹介させて戴きました。素晴らしい生徒をもった先生方、それに自然な行動の中で応じる子供達。私は素直な出逢いに楽しい旅ができました。子ども達のお話を校長先生に報告申し上げます。

以下略



のびのびと明るい小国っ子

阿蘇。瀬の本高原マラソン大会 今年は 8月24日(日)!

体力づくり、健康増進、全国の走る皆さんの融和を図ることを目的に、毎年実施されています阿蘇瀬の本高原マラソン大会も、皆さんの協力と応援に支えられて、年々盛況となり今年で第六回大会を開催する運びとなりました。ただ残念な事に地元の方の参加が少ないことです。今年は貴方もチャレンジして見ませんか。いつもと違った瀬の本の景色が味わえるもの

と思います。参加申込み書は、教育委員会に準備してありますので、

気軽に申込み下さい。又、大会当日のお世話をお願いするかも知れませんが、ご協力、応援をよろしくお願いします。



●主催/高小園町 坂本走ろう会
●主幹/阿蘇・瀬の本高原マラソン大会実行委員会

町民のひろば

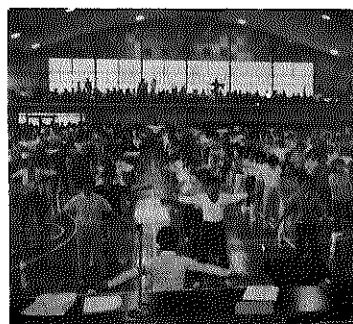
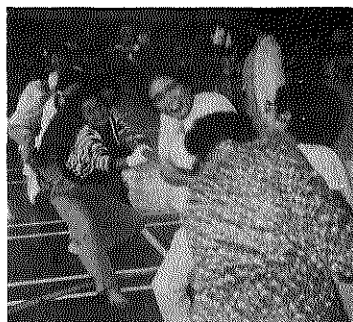
ここはあなたが綴るページ。私の意見、僕の自慢、珍事珍談、受けたまわります。ご希望の方は役場総務課広報係まで原稿をお寄せ下さい。

本の寄贈についてお願い

教育委員会では、六十一年度図書館開設に伴い只今準備中です。もし書庫の中に眠っている本、用済みの本等ありましたら、寄贈をお願いします。

健康を守る婦人の会 総会開催される!

六月二十二日、南中体育館において、四百名を越す参加により盛大に開催されました。総会行事後ミニ運動会が行なわれ、綱引大会



おらが町の主な行事

61.7 July

1 火	健康相談 湯田公民館 午前9時～11時 〃 上中原 〃 午後1時～3時
2 水	午後1時～1時30分迄受付 予防注射 三種混合 (S57.7生～S59.5生で第Ⅰ期3回 及び第Ⅱ期を未完了の者)
3 木	健康教育及び相談 午後1時～ 馬場公民館
4 金	〃 〃 〃 黄川 〃 年金相談 小国町開発センター 午前10～午後3時
5 土	
6 日	田〔室原医院〕②0675
7 月	
8 火	献血 役場前 1才半健診 木材共販日 午前10時～11時30分 午後1時～1時30分迄受付 午後0時30分～3時30分 (S59.10.9～S60.1.8生)
9 水	
10 木	不用犬引取り S61年度保健栄養教室開講式 役場午前10時まで 午前9時～12時
11 金	
12 土	
13 日	田〔武石医院〕⑥2463
14 月	健康相談 瓜上公民館 午前9時～11時
15 火	胃ガン検診 松くい虫航空防除(2回目)
16 水	胃ガン検診
17 木	追加胸部レントゲン撮影及び一般健康診査 胃ガン検診 管理センター 午後1時30分～4時
18 金	胃ガン検診
19 土	
20 日	田〔蓮田医院〕②1163
21 月	乳ガン検診 夏交通事故防止運動～8月31日まで 胃ガン検診
22 火	胃ガン検診 乳ガン検診
23 水	不用犬引取り 役場午前10時まで 木材共販日 胃ガン検診 乳ガン検診
24 木	胃ガン検診
25 金	法律相談午後1時30分 役場会議室 胃ガン検診
26 土	
27 日	田〔樺木医院〕⑥2076 ふるさと高原まつり
28 月	
29 火	乳児相談(生後3ヶ月～4ヶ月児) 午前9時～12時 母親学級 午後1時30分～4時
30 水	
31 木	予防注射 三種混合 (S57.8生～S59.5生第Ⅰ期3回及び 午後1時～1時30分迄受付 第Ⅱ期を未完了の者)
1 金	年金相談日 小国町開発センター 午前10時～午後3時
2 土	
3 日	田〔大塚医院〕⑥3221
4 月	
5 火	

男子四十才以上及び 女子地区対抗 ソフトボール大会

▽男子四十才以上

優勝 満願寺チーム

準優勝 上中原チーム

▽女子(スローピッチルール)

優勝 湯田チーム

準優勝 満願寺チーム

職域対抗バドミントン大会

優勝 郵便局

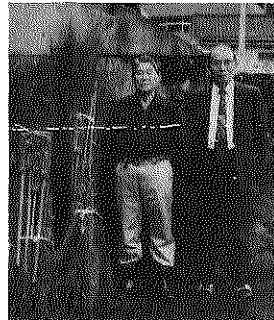
準優勝 中原造林

ありがとうございます！
六月六日、湯田老人クラブ(会長 河津庄造氏)より、活動の一環として丹精を込めて作られた「竹ホウキ」が、百二十本程寄付されました。学校施設等、公共施設に有意義に利用させて頂きます。紙面をお借りしてお礼申し上げます。



お礼

熊本市国府の井野信夫氏(波居原出身)より広報紙のお礼として多額のご寄付をいただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。



おめでとうございます

出生月日	出生者	保護者	住所
5.22	小川 麻夜	二橋雄	白川
5.26	北里沙希絵	玉男	黒川
6.2	佐藤 地	實	扇上
6.3	佐藤 圭太	竹良	扇上
6.3	梅木 千里	誠二	矢田原
6.8	田北亜津沙	具昭	志津下

♡結婚しました

おくやみ申し上げます

死亡月日	死亡者	喪主	住所
5.28	長谷部通規子	穎徒	田ノ原

三 笹 幹 夫 上町3
梶 原 美 子 大分県
加 賀 孝 之 竹ノ熊
高 木 ひろみ 小国町
穴 井 幹 夫 志津下
岩 川 美智子 五木村